

## 鳴門まちなか絵本図書館 募集要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、まちなかで、子どもが自然に絵本に触れられる環境づくりを行うことで、市内のいろいろな場所で絵本と出会い、親子づれや子どもたちが気軽に読書に親しむことができる「絵本のまち なる」とを実現するため、鳴門まちなか絵本図書館（以下「まちなか絵本図書館」という。）事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 まちなか絵本図書館は、市内の店舗や事業所等（以下「店舗等」という。）で、子ども向けの絵本や児童書（以下、「絵本等」という。）を配架し、自由に読書をすることができる場所をいう。

### (要件)

第3条 まちなか絵本図書館を運営できる者は、子どもが立ち寄ることが可能な市内の店舗等を経営又は運営している者であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に店舗等を有する事業者等であること。
- (2) まちなか絵本図書館を3年以上継続する意思があること。
- (3) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会勢力と関係を有していないこと。

### (登録)

第4条 まちなか絵本図書館を運営しようとする者は、「鳴門まちなか絵本図書館参加申込書」を鳴門市教育委員会総合教育人権課（以下、「総合教育人権課」という。）に提出しなければならない。

- 2 総合教育人権課は、前項の申し込みがあったときは、前条の各要件を満たす場合につき、まちなか絵本図書館として登録する。

### (変更及び廃止)

第5条 前条において登録された者（以下「登録者」という。）は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに総合教育人権課に届け出なければならない。

- 2 登録者は、まちなか絵本図書館を廃止しようとするときは、総合教育人権課に届け出なければならない。

### (取消し)

第6条 総合教育人権課は、登録者の登録内容と実際の活動等が異なると認めたとき、または、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該登録を取り消し、当該まちなか絵本図書館を廃止することができる。

- (1) 役員等（登録者が個人である場合にあってはその者を、法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは登録する店舗等の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合又は暴力団員がその経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(支援)

第7条 総合教育人権課は、登録時に、予算の範囲内において、まちなか絵本図書館に対し、図書カードを配布し、絵本等を購入するための支援を行うものとする。ただし、公共の施設に設置する場合はこの限りではない。

(運営及び管理)

第8条 登録者は、まちなか絵本図書館の適正な管理・運営に努めることとする。

2 登録者は、購入した絵本等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 登録者は、登録者に配布する、まちなか絵本図書館のタペストリーを店舗等に掲示するものとする。

4 登録者は、店舗等に子ども向けの本（絵本・児童書など）を配架し、無料かつ自由に読むことができる場所を提供するものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年6月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

鳴門市教育委員会 総合教育人権課